

## 介護インフォメーション'20 Vol.8

— 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ —

令和2年11月20日発行

### I 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請は12月25日（金）までをお願いします。～介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内～

長野県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱等に基づき、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給や介護サービス事業所・施設等における感染症対策及びサービス再開への支援事業を実施しています。

具体的な事業に係る手続き等については、下記問合せ先へのお問合せ又は長野県ホームページによりご確認ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者施設」  
→「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について」  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kai-go-shien/corona/20200804.html>

<留意事項>

・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業及び感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業・介護サービス再開に向けた支援事業のいずれにつきましても、申請書類提出期限は令和2年12月25日（金）となっています。

・申請に当たっては、上記URL先に掲載されているQ&A等をよくご確認ください。

【問合せ先】長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）

電話：026-217-0845（受付時間：平日8:30～17:00）

### II 令和3年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、令和2年6月12日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡のとおり、令和3年4月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、3年に1度の頻度で見直すこととしております。また、新商品については、これまでどおり3ヶ月に1度の頻度で上限価格等を設けることとしております。

今般、令和3年4月貸与分から見直しを行った上で適用する平成30年10月以降に上限価格等を設けた商品及び新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

○掲載先URL（独立行政法人 福祉医療機構 WAM NET（ワムネット）ホームページ）

「トップ」→「行政情報」→「介護」→「介護全般」→「介護保険最新情報」→「介護保険最新情報 vol. 886」  
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与と価格適正化推進事業（厚生労働省） 令和2年度」→「関連情報」  
<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

### Ⅲ 令和2年度介護支援専門員更新研修（実務経験者）【2回目以降更新者】

#### オンライン受講環境の整備に伴う追加募集について

本年度の介護支援専門員研修のオンライン化に伴う環境の整備により、標記研修については1月中旬から開始する見込みとなり、また若干ですが研修受講者の追加募集が可能となりました。つきましては受講を希望される方は、下記をご覧の上、期限までに必要な書類のご提出をお願いいたします。

##### 1 受講対象者

2回目以降更新者で、前回更新時に介護支援専門員専門研修若しくは介護支援専門員更新研修（実務経験者）を受講して更新した方で以下の（１）、（２）のいずれかと（３）に該当し、かつ介護支援専門員証の有効期間満了日を令和2年10月1日～令和3年9月30日に迎える者

- （１）介護支援専門員として現に実務に従事している者
  - （２）現在所持している介護支援専門員証の交付日以降に介護支援専門員として実務に従事した経験のある者
  - （３）オンライン受講可能なインターネット環境及びパソコン、タブレット端末等の機器が整っている者
- ※その他、詳しい研修概要については長野県社会福祉協議会HPをご覧ください。

##### 2 受講申込みについて

- （１）様式等 長野県社会福祉協議会ホームページ（<http://www.nsyakyo.or.jp/>）に掲載
- （２）提出先 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター ケアマネ研修担当 宛
- （３）提出方法 **郵送**（宛先：〒380-0928 長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター4階）
- （４）提出期限 **令和2年11月30日（月）必着**

【問合せ先】長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター ケアマネ研修担当 電話：026-226-2000

### Ⅳ 電子メールアドレスの登録について

介護保険制度と介護報酬の改定に係る情報を迅速に提供するため、これらについて、県は電子メール、長野県ホームページへの掲載により周知してまいります。長野県指定の介護保険事業所の皆様におかれましては、可能な限り電子メールアドレスの登録をお願いします。登録を希望する未登録事業所又はアドレス変更があった事業所は、下記URLから様式をダウンロードし、下記提出先までメール又はFAXにて提出してください。

なお、地域密着型サービス事業所・施設及び長野市指定の事業所・施設の皆様におかれましては、指定をしている市町村からの情報提供となりますので、登録の必要はありません。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「組織案内」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護保険指定事業者の皆様への情報」  
→「電子メール登録フォームはこちらから」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

<提出先> メール：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

FAX：026-235-7394

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## 【社会福祉施設への「使い捨て手袋」の配布について】

### ～介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内～

日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋について、現在入手困難であることや価格が高騰している状況から、今後のサービス提供に支障を及ぼさう、厚生労働省より使い捨て手袋が応急的な措置として配布されることとなりました。

については、使い捨て手袋の着用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に実施している施設・事業所（以下、施設等という）で以下の場合に、下記申込書に記入し、各地域の保健福祉事務所福祉課に電子メール又はFAXで申し込みください。なお、国からは年度内において毎月配布される予定となっており、次回の配布についても今回と同様にお知らせします。

○申し込み期限 11月30日（月）

○配布の考え方 毎月、国からの配布時期に施設等に調査を実施し、現在2週間の備蓄が不足している施設等（長野市内に所在の施設等を除く）に配布します。

長野市内の施設等については、長野市役所より別途送付の案内があります。

○配布方法 先着順ではなく、期限内に申し込みのあった施設等へ、使用量に応じて按分配布します。受け取りは各保健福祉事務所から連絡しますので、連絡があった場合には各保健福祉事務所福祉課で受け取り願います。数量及びサイズは受け取りの際にご確認ください。

### 使 い 捨 て 手 袋 配 布 申 込 書

各地域の保健福祉事務所福祉課に電子メール又はFAXで申し込んでください。

施設名		施設種別	
住 所		電話番号	
担当者氏名		職員数	
メールアドレス			

1 使い捨て手袋の使用状況

直近1ヶ月間の2週間あたり平均使用双数

双 ①

2 現在の備蓄双数

①>②の場合のみ申込みしてください

双 ②

申し込み先:各地域の保健福祉事務所福祉課へお申し込みください。

・佐久保健福祉事務所福祉課	<FAX> 0267-63-3110	<メールアドレス> sakuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・上田保健福祉事務所福祉課	0268-23-1973	uedaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・諏訪保健福祉事務所福祉課	0266-57-2963	suwaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・伊那保健福祉事務所福祉課	0265-76-6513	inaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・飯田保健福祉事務所福祉課	0265-53-0474	iidaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・木曽保健福祉事務所福祉課	0264-24-2350	kisoho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・松本保健福祉事務所福祉課	0263-40-1803	matsuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・大町保健福祉事務所福祉課	0261-23-6509	omachiho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・長野保健福祉事務所福祉課	026-223-7669	nagaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
・北信保健福祉事務所福祉課	0269-63-2934	hokuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp

## 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

### ○令和2年度末の更新申請について

令和2年度更新研修について日程が公表されました。詳細は下記ホームページにてご確認ください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2020/10/2-23.php>（長野県社会福祉協議会ホームページ）

それに伴い下記対象者の更新申請受付期間について以下のとおりとしています。

**対象者** 令和3年3月1日～令和3年3月31日に有効期間満了日を迎える者（新型コロナウイルス感染症に係る特例措置により有効期間が令和3年3月31日まで延長されている方も対象となります。）

**更新申請期間** 令和2年12月1日～令和3年2月10日

※令和2年度の更新研修を受講予定の方については、研修修了書の写しを除く必要書類を揃え申請してください。なお申請書の「更新研修等修了年月日」欄は空欄としてください。

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2021年1月1日～2021年1月31日	2020年11月11日～2020年12月10日
2021年2月1日～2021年2月28日	2020年12月11日～2021年1月10日
2021年3月1日～2021年3月31日	2020年12月1日～2021年2月10日 ※申請予定者多数のため、2020年12月から受付を開始しています。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。
2021年4月1日～2021年4月30日	2021年2月11日～2021年3月10日
2021年5月1日～2021年5月31日	2021年3月11日～2021年4月10日
2021年6月1日～2021年6月30日	2021年4月11日～2021年5月10日
2021年7月1日～2021年7月30日	2021年5月11日～2021年6月10日
2021年8月1日～2021年8月31日	2021年6月11日～2021年7月10日
2021年9月1日～2021年9月30日	2021年7月11日～2021年8月10日

※令和2年(2020年)11月及び12月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご覧いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp